

カントの自由論

—— 超越論的自由と実践的自由 ——

山下和也

カントの批判哲学において自由論は非常に大きな意味をもっている。「私が私の行為において自由であるか、あるいは他の存在者と同様に自然と運命の糸に導かれているか」という問いを、「全ての理性の努力が最終的にその内で結合しなければならない最終目的」に関わる問いの一つに数えている程である（B 491）。にも拘らず、カント哲学において最も問題が多いと考えられるのもまたその自由論なのである。特に顕著な例として、『純粋理性批判』においてカントは、超越論的自由と実践的自由という二つの概念による自由の解明を試みるのだが、その際、両者の関係について互いに矛盾するとしか思われなような二つの記述をしている。「純粋理性批判」の弁証論では「超越論的自由の廃棄は同時に全ての実践的自由を抹殺する」（B 562）と断言した上で、自由の現実性の証明不可能を主張しているのに対し、方法論では「超越論的自由への問いは思弁的知にのみ関わり、実践的なものが問題である場合、全くどうでもよいものとして避けておくことができる」（B 831f.）とし、「実践的自由は経験によって証明可能である」（B 830）とすら明言するのである⁽¹⁾。

方法論の記述が弁証論を前提しているにせよ、カントの態度の違いは明らかである。その上、方法論でのこの言明は、以後のカントの著作では見られなくなる。それでは、超越論的自由と実践的自由は実際にはいかなる関係にあるのだろうか。そして弁証論と方法論でカントの態度に大きな違いが生じるようになったのはなぜなのか。この問題に回答を与えるのが本論の目的である。また、それによってカントの自由論が内包する問題点も明確になって来ると思う。

まず、超越論的自由とはいかなるものであるかが解明されねばならない。カントがこの問題を扱うのは弁証論の純粹理性のアンチノミーの章であり、特に第三アンチノミーにおいてである。アンチノミーは定立と反定立の二つの命題を含む。第三アンチノミーの定立は「自然の法則に従う原因性はそこから世界の現象が総じて導出され得る唯一の原因性ではない。なお、自由による原因性を現象の説明のために仮定することが必然的である」(B 472) というものである。ここでカントは自由を「その原因がさらに他の先行する原因によって必然的な法則に従って規定されることなく、それによって何かが生じるような原因、即ち自然法則に従って経過する現象の系列を自ら始める原因の絶対的自発性 (absolute Spontaneität)」(B 474) として定位し、これを超越論的自由と名付ける。カントは定立についての註で直ちに、これが意志の自由の問題につながることを示唆している。

続いて、第三アンチノミーの反定立の方から超越論的自由を見てみよう。反定立は自由を否定する立場である。ここでまず自由は、定立と同様に「状態とその結果の系列を端的に始める能力」(B 473) として定義される。その場合、因果性そのものまでも端的に始まることになり、先行する状態との恒常的法則による結合が失われてしまう。かくて、力学的な第一始源が、先行するその原因といかなる因果連関ももたないことになるから、超越論的自由は因果法則に反しており、それに関して経験の統一は不可能である。したがって、それはいかなる経験の内にも存しない「空虚な思惟物 (ein leeres Gedankending)」(B 475) に過ぎない。

ここで重要なのは、「超越論的自由が因果法則に反する」という主張である。これはただちに「自然の法則からの自由 (独立)」と言い換えられ、自然と超越論的自由とは合法則性と無法則性であるかのように区別される。演繹論の結論から、自然法則は、特殊法則を除けば、カテゴリーに由来するからアプリアリであり、現象に関しては厳密な普遍性と必然性をもつ。こうした法則に基づく「現象の無制約的な必然性を自然必然性 (Naturnotwendigkeit) と呼ぶことができる。」(B 447) こうして、自然法則からの独立と定位された超越論的自由は、自然必然性の対立概念となる。まとめると、超越論的自由は絶対的自発性と自然必然性からの独立という二つの意味をもつ。また、カントの批判哲学において超越論的自由がどのように位置付けられるかという問題については後で詳述する。

II

カントにとって自由は「道徳と宗教の礎石」(B 494)の一つであり、むしろ実践的意味が大きい。人間の実践に関わる自由は実践的自由と呼ばれる。今度は、実践的自由の概念とはどのようなものであるかを明確にしなければならない。

弁証論におけるカントの定義によれば、「実践的意味での自由とは、感性の衝動による強制からの選択意志 (Willkür)⁽²⁾の独立」(B 561f.)である。感性だけで人間の行為を説明し尽くすことはできないのであって、「人間には感性的衝動による強制から独立に自ら (von selbst) 自身を規定する能力が備わっている。」(ibid.) この能力こそ実践的自由の能力に外ならない。第二版の序言では、「傾向性のあらゆる要求に抗する義務の明瞭な提示が自由の意識を引き起こさねばならない」(B xxxii f.)とされ、感性や傾向性からの独立が実践的自由の重要な契機であることが見て取れる。

カントの実践的自由の意味はそれだけではない。カントは、感性や傾向性といった経験的な制約からの独立を自由の消極的な側面と見、もう一つその積極的な側面として「出来事の系列を自ら始める能力」(B 582)を考えている。それはまた、「理性によってのみ表象される動機によって」(B 830) 選択意志を規定する「理性の原因性」である。特に『実践理性批判』において、自由に関するこの二つの側面の区別が発展した形で詳論されており、ここでは「法則の全ての質料 (即ち欲求される客観) からの独立」を消極的意味での自由、「純粹な、そのものとして実践的な理性の自己立法 (Gesetzgebung)」を積極的意味での自由としている (V 33)。

ここで言う積極的意味での実践的自由は、超越論的自由の絶対的自発性の特殊形態と考えられる。それでは実践的自由の消極的側面はどうだろうか。

『道徳形而上学原論』におけるカントの定義では、「欲求能力の感覚への依存は傾向性と呼ばれる。」(IV 413Anm.) 結局、カントが自由と対立させているのは感性的欲求なのである。『純粹理性批判』の方法論では、自由な選択意志と「感性的衝動によってのみ、即ち感性受動的 (pathologisch) にもみ規定され得る」「動物的な選択意志 (arbitrium brutum)」(B 830) とを対立させている。それはさらに、「肉体 (Körper) は思惟の原因ではなく、思惟の単に制限的な制約であり、即ち感性的で動物的な生を促進するものであるが、それだけにまた純粹で精神的な (spirituell) 生の障害と見なされる」(B 807) という発想につながっているが、こうした発想が、精神的な

ものと肉体的なものとを対立させる、古代ギリシアとキリスト教の双方に由来するヨーロッパの伝統的思想の文脈の内にあることは言うまでもない。

しかしながら、カントの思想は単純な精神と肉体の対立という図式に止まっただけではない。カントは傾向性や欲求といった感性的なものに特別な位置付けを与えている。「選択意志はそれが感性受動的に（感性の動因によって）触発される限りでは感性的であり、感性受動的に強制されうる場合は動物的（tierisch）と呼ばれる。……もし感性界の全ての原因性が自然でしかないなら、あらゆる出来事は他の出来事によって時間の内で必然的法則に従って規定されるであろう。そこでは現象はそれが選択意志を規定する限り、全ての行為をその自然的な結果として必然化してしまわねばならないだろう。」（B 562）つまりカントは、感性的なものはそれ以外の制約がなければ、必然性をもつ自然法則に従い、決定論に支配されると考えている訳である。外的現象が外的感官を触発するのは感性界の事象であるから、カントは感覚を自然現象の一つとして必然的法則に支配されるものと見ているのである。カントの感覚理解が非常に生理学的であることは『人間学』の記述などからも推測される⁽³⁾。それゆえにカントは、「自然必然性は作用原因の他律であった」（IV 446）と言い、「法則と結合した欲求の客観に外ならない意欲の質料が、実践的法則の内にその可能性の制約として入り込むと、そこから選択意志の他律、即ち何らかの衝動や傾向性に従う自然法則への依存が生じる」（V 33）と主張するのである。

先に実践的自由が超越論的自由と同じく絶対的自発性という契機をもつことを見たが、以上の分析から、実践的自由が感性的なものからの独立という形で、超越論的自由のもう一つの契機である自然必然性からの独立という性格をもつことが明らかになった。つまり、超越論的自由と実践的自由は絶対的自発性と自然必然性からの独立という二つの要件を共通にもっているのである。

III

ここまでは超越論的自由と実践的自由の概念をそれぞれ独立に内容の面から解明して来た。この章では、カントが両者の関係をどのように考えていたか、特に、弁証論で「自由の実践的概念は自由の超越論的理念に基づく」（B 561）とカントが言うのはなぜかを明らかにしなければならない。

弁証論におけるカントの自由論には一つの基本的な戦略がある。それは、現象と物自体を区別する超越論的観念論によって、自由と自然必然性の両方を救おうとするものである。『純粹理性批判』の第二版では既に序文においてこうした戦略を取ることが宣言されている⁽⁴⁾。カントはそれをどのように実行しているか。

「空間あるいは時間の内で直観されるもの、つまり我々に可能な経験のあらゆる対象は、現象すなわち単なる表象に外ならない。それらは、延長体あるいは変化の系列として表象されるような仕方では、我々の思考の外に、自体的に根拠づけられた実在をもたない。この教説を私は超越論的観念論 (der transzendente Idealism) と名付ける。」(B 518f.) カントは超越論的観念論を「宇宙論的弁証論解決の鍵」と呼ぶが、その要点は次の点にある。「経験の対象は決してそれ自体そのものとしては与えられず、経験の内でのみ与えられ、その外には全く実在しない。」(B 521) つまり超越論的観念論は、経験的観念論と異なり、現象の客観的実在性を否定するものではなく、現象の我々への与えられ方に限定を加え、経験の内では与えられ得るものである現象と与えられ得ないものである物自体を厳格に区分するものなのである。この区別は超越論的自由にとってどのような意味をもつか。カントは演繹論において、四つのカテゴリーの前二者を数学的 (mathematisch)、後二者を力学的 (dynamisch) と区分していた。四つのアンチノミーはそれぞれがカテゴリーに対応しており、第三アンチノミーが対応するのは三番目の関係のカテゴリーである。さて、第一、第二アンチノミーは数学的カテゴリーに基づき、そこでは制約はその部分である被制約者と同種となる。つまり、被制約者が現象であるなら、制約もまた現象でなければならない。他方、力学的カテゴリーによる第三アンチノミーは制約と被制約者が異種であることを許容するゆえに、「感性的制約の力学的系列は、系列の部分ではなく、単に可想的なものとして系列の外に存する異種の制約をも許容する。」(B 558)

現象の系列の外に存する、つまり現象でない現象の制約とは何であろうか。上述の超越論的観念論に従って、「現象が実際それである所のもの以上に、つまり物自体としては見なされず、経験的法則に従って結合する単なる表象とされるなら、現象はそれ自身、現象でない根拠をもたねばならない。」(B 565) この根拠は「可想的原因」とも呼ばれるが、結論としては物自体に外ならない。『プロレゴメナ』ではもっと明確に「この現象の根拠を含むもの、単に現象としてでなく、物自体そのものとして認識され得る存在者」(IV 354) と記述されている。カントによれば、物自体である現

象のこの原因は、その因果性に関して、それ自身現象によって制約されない。ただし、その結果は現象するから、当然他の現象によって規定されることができ、かくして「結果はその可想的原因に関しては自由、しかし同時に現象に関しては自然の必然性に従う現象からの帰結と見なされ得る。」(B 565)

さらにカントは対象の原因性に関して「可想的性格 (intelligibler Charakter)」と可感的である「経験的性格 (empirischer Charakter)」とを区別し、前者を物自体の、後者を現象の性格とする。同一の主観の働きが、その経験的性格に関しては「現象として、因果結合に従う規定の全法則に従属し、その限り、感性界の部分に外ならず、その結果は他の全ての現象と同様に、自然から不可避的に発出する」(B 568)が、同時に可想的性格に関しては「感性のあらゆる影響と現象による規定を免れねばならず、ヌーメナである限りの主観の内では何も生じないし、力学的時間規定を要するいかなる変化も、従って原因としての現象とのいかなる結合も存しないから、この活動的存在者は、その限り、その働きにおいて、感性界の内にも見いだされるものとしての全ての自然必然性から独立であり、自由となる。」(B 569) 要するにカントは、自然必然性を現象の、自由を物自体の性質とすることで、自然必然性と自由を両立させようとするのである。特にカントの場合、先に論じた通り、自由と対立する自然必然性が、現象に関しては、カテゴリーによってアプリアリに、つまり必然性と厳密な普遍性をもって妥当するので、「現象が物自体であれば、自由は救われない」(B 564) から、自由は現象ならざるもの、つまり物自体の性質としてしか有り得ないことになる⁽⁹⁾。

それでは、超越論的自由が物自体の性質であることがいかにして実践的自由を基礎づけるのであろうか。カントは方法論で「感性的衝動から独立に、即ち理性によってのみ表象される動機によって規定され得る選択意志は自由な選択意志 (arbitrium liberum) である」(B 830) と断言する。つまりカントは、実践的自由を理性に基づく自由と考えているのである。さて、「人間はそれ自身一方では勿論現象であるが、他方では、つまりある種の能力に関しては単なる可想的対象である。なぜなら、この対象の働きは感性の受容性には数え入れられないからである。」(B 574f) この能力は悟性と理性であるが、カントは経験から完全に独立である理性に重点を置く。結論から言えば、カントは、人間の理性がもつ原因性に、理性のみに注目した場合の可想的性格とその結果が現象であるという面から見た経験的性格を区別して、前者に自由の

可能性を認める。つまり、先述の超越論的観念論を人間理性に適用しているのである。理性や人間の選択意志は経験的性格をもち、したがって「現象における人間のあらゆる行為」もまた経験的性格をもち、当然「この経験的性格に関して自由は存在しない。」(B 578)ところが同じ行為を理性に関して実践的な見地から吟味してみると、「そこでは、自然の経過に従えば生じ、その経験的根拠に従えば必然的に生じねばならなかった全てのことがおそらくは生起すべきではなかった」のであり、「時に我々は理性の理念が現象としての人間の行為に関して現実に原因性を示したこと、行為が経験的原因でなく理性の根拠によって規定されたゆえに生じたことを見いだす、少なくとも見いだすと信ずる。」(ibid.) 留保がついているのは、これが認識不可能な可想的性格の事柄だからである。ただし可想的なもの本性からして、「純粹理性は、単なる可想的能力として時間形式に、従って時間経過の制約にも従わない。」(B 579) によって理性の内に存する制約は感性的でなく、経験的に無制約で有り得るし、現象の系列の外に(可想的なものの中に)存することになる。

かくて人間の行為は時間関係を度外視すれば純粹理性の可想的性格の直接の結果であって、外的、内的な時間的に先行する根拠によって力学的に規定されない、即ち自由であるということが結論される。つまり、「超越論的自由の廃棄が実践的自由を抹殺する」とは、カントが実践的自由の源泉である理性を現象の自然的秩序に従わない可想的、物自体的なものと考えており、理性の自由の可能性を認めるには、その前提として物自体の性質としての超越論的自由が一般的に担保されていなければならない、ということなのである。

ただし、カント自身が繰り返し注意しているように、「我々はこれによって我々の感性界の現象の原因を含む一つの能力としての自由の現実性を問題にしようとしたのではない」し、「さらには自由の可能性を証明しようとしたのでもない。」(B 586f.) 少なくとも『純粹理性批判』におけるカントの立場からは、物自体に属する性質について、理論的認識はその現実性を問題にすることが原理的にできないのである。したがって、弁証論におけるカントの結論は、「このアンチノミーが単なる仮象に基づくこと、自然と自由からの原因性が少なくとも矛盾はしないこと、これが我々が成し遂げ得る唯一のことだった」(B 586) という非常に消極的で、謙抑なものに止まらざるを得ないのである。

IV

ここまでの分析をまとめると、カントは、超越論的自由と理性に基づく実践的自由の双方に、絶対的自発性と自然必然性からの独立という二つの契機を認め、理性を物自体的なものとして、現象と物自体を区別する超越論的観念論によって自由の可能性を保証しようと試みている。その場合、超越論的自由が物自体的性質としての自由を一般的に担保することで、やはり物自体的性質である実践的自由の存在可能性を確保することになる。

以上が『純粹理性批判』におけるカントの自由論の概観である。しかし、カントのこうした主張には大きな問題がある。それが最も明確に現れるのは、帰責 (Imputation) についてのカントの考え方であろう。カントは「自由の超越論的理念は・・・行為の帰責可能性の本来的根拠としての行為の絶対的自発性の全内容を形成する」(B 476) と考えている。悪意ある虚言という例を挙げ、その動機を経験的な性格、例えば悪い教育や社会、気質の邪悪さや無思慮、軽率さなどに求めることも、自然的結果を規定する原因系列の探求として一応認めるが、すぐ後に「過去の制約の系列を生起しなかったものとして、この行為を以前の状態に関しては全く無制約なものとして見ることができるのであり、それはあたかも行為者が行為によって全く自ら経過の系列を始めるがごとくである」(B 583) と切り返す。それは、行為を規定するものの根拠が時間の内に、しかも過去の状態の内に存するならば、「存在者の原因性の規定根拠は、その現存在が時間の内で規定可能である限り、常に過去の時間の必然化的諸制約に従い、それらは主観が行為すべき場合でももはや彼の意のままにはならない」(V 96) からである。カントがいわゆる心理学的 (psychologisch) 自由を「一度ゼンマイを巻けば自ら運動しているような焼き申回転機の自由に過ぎない」(V 97) として否定するのも同じ理由による。つまり、虚言のような意図的行為が非難される場合、我々はこの非難を、理性があらゆる経験的制約から独立にそれ独自で行為を規定しようという前提に基づくものと考えざるをえないのであって、それゆえにこそ「行為は彼の可想的性格に帰せられ、彼は今、嘘を言った瞬間において全面的に罪を得たのである。従って理性は行為の全ての経験的制約にも拘らず、完全に自由だったのであり、行為は全く理性の怠慢に帰せられるべきなのである。」(B 583)

要するにカントは、我々が行う帰責は超越論的自由の意味での自由に基づくと考え

ている訳である。「レフレクション」では「行為は自由な選択意志から生じたと見なされ得る限りで帰責される」(713I, XIX 255)と明言している。このことには問題はない。ところが、我々は現実には誰かに対して帰責を行っているのであり、とするなら帰責する相手をやはり現実には自由なものと考えていなければならない。帰責に関わる自由を実践的自由と呼ぶならば、実践的自由は帰責される人間の現実的、事実的性質と考えられねばならないのである。

これに対し、カント自身が強調しているように超越論的自由は超越論的理念である。超越論的理念とは、「それに一致する対象が感官において与えられ得ない必然的理性概念」(B 383)であり、もともとは理性推論、つまり三段論法の形式から生じる「所与の被制約者に対する制約の総体性の概念に外ならない。」(B 379)

「前者〔純粹理性〕は悟性概念の使用における絶対的総体性のみを保持し、カテゴリーの内で思惟されている綜合同一を端的な無制約者にまでもたらそうとする。したがって、カテゴリーが表現する統一が悟性統一と呼ばれるように、〔理性による〕この統一を現象の理性統一と呼ぶことができる。」(B 383) 理性が直接関わるのは対象ではなく、悟性の使用のみである。また、理性推論、つまり三段論法とは制約、被制約の関係に立つ判断の系列であり、所与の認識に対する制約、根拠の側への前推論の「上昇系列」と、被制約者の側への後推論の「下降系列」とが区別されるが、「認識が被制約者と見なされる場合、理性は上昇の線における制約の系列を完結したもので、その総体性に関して与えられたものと見なさざるを得ない。」(B 388) 理性統一とはこれであり、結局、超越論的理念とは悟性が形成する判断系列の、制約の側での絶対的総体性に外ならない。

ここまでの記述からわかるように、超越論的理念はその成立に際して客観への関係を一切もっておらず、純粹理性と純粹悟性という主観の働きの上に根差している。カントが弁証論で試みているのは、「我々の理性の本性からの理念の主観的な導出」(B 393)なのである。超越論的自由の理念の場合で言うと、「理性は所与の被制約者について（その下で悟性が全ての現象を総合的統一に従属させる）制約の側で絶対的総体性を要求し、それによってカテゴリーを超越論的理念にする。」(B 436)つまり、「超越論的理念は本来無制約者にまで拡大されたカテゴリーに外ならない」(ibid.)のだが、「所与の結果に対する原因の系列を提示する因果性のカテゴリー」(B 441)は被制約者である結果から制約である原因へと上昇し、理性統一によって「現象の成

立の絶対的完全性」(B 442) という超越論的理念を生じる。そして、「生じたことの制約は原因と呼ばれ、現象における無制約な原因性は自由と呼ばれる」(B 447) のである。よって、超越論的自由の理念も、因果性のカテゴリーと理性統一という主観内部の働きのみに基づき、理性がそれをもつことは必然的であるにせよ、何らかの客観への直接的関係を一切もっていない。

換言すれば、理念である超越論的自由が何らかの客観の性質であることは全く考えられていないのである。Ⅲで論じたように、超越論的自由は、現象が自然法則に支配されているから、消去法で、存在するなら物自体の性質としてであると推論されたに過ぎず、物自体の性質であると証明された訳ではない。主観的に形成される自由の超越論的理念という単なる概念と、物自体という客観が超越論の意味で実際に自由であるという事態は全く別である。前者は主観の思惟可能性の問題、後者は物自体の存在様態の問題であるから。カント自身、純粹理性の理想の章で、あるものの概念がその実在とは無関係であることを強調している。とするなら、人間の現実的性質と見なされねばならない実践的自由の可能性の根拠となり得るのは、理性の主観的働きによって導出される超越論的自由の理念ではなく、自由の超越論的理念が指向する、物自体の現実的性質であるべき自由の方であろう。カントは理念、即ち概念としての自由と事態としての自由を簡単にすり替えていると言わざるを得ない。実践の問題を主題とする方法論でカントが超越論的自由の主観性を無視するような態度を取り、経験による自由の現実性の証明を主張することになったのもこのためではないだろうか。

V

超越論的自由と実践的自由の間には、カントが主張するように、絶対的自発性と自然必然性からの独立という共通の契機による平行的関係は存するであろう。しかし、概念的に物自体の性質としてのみ想定可能な主観的理念に過ぎない前者が、物自体の事実的性質であるはずの后者の実在可能性を基礎づけるという垂直的關係を考えるのは無理がある。カントは超越論的自由の理念の主観性を強調しながら、思惟可能性から実在可能性へと飛躍しているのである。では、カントはなぜこのような無理をすることになったのだろうか。推測の段階だが、第一に、カントにとって自由は何より物自体の性質でなければならなかったからであり、第二に、その結果、物自体の認識

を禁ずる分析論の結論によって認識不可能となる自由について、それでも少なくとも理念的に思惟することが可能、というより必然的でなければならなかったからではないだろうか。さもなくば、自由について語ることすら不可能になってしまう。即ちカントにとって、弁証論の論述とは逆に、自由はまず物自体の性質なのであり、次に理念によるそれについての思惟が来ると考えられるのである。カントの自由論のもつ様々な問題点、結局自由の不可知論に陥らざるを得ないこと、物自体への因果性カテゴリー適用の是非、いわゆる悪への自由と自律の自由の矛盾などは、全てここに由来すると考えられる。当然、カントがなぜそのような形の自由論を取らねばならなかったかが解明すべき次の課題となるが、その追及は別の機会に譲る。

註

本論文中、カントの文献からの引用、参照はアカデミー版全集の巻号と頁数で表す。ただし、『純粹理性批判』からの引用は慣例に従い、第二版をBで表す。

- (1) シュバイツァーも両者の矛盾に注目し、方法論の記述は『判断力批判』における自由論につながるものと解釈している。

Albert Schweitzer, *Die Religionsphilosophie Kants*, Freiburg, J. C. B. Mohr, 1899.

- (2) 『純粹理性批判』ではWillkürとWilleの明確な区別はないが、『道徳の形而上学』では、両者ははっきり区別されている。
- (3) *Anthropologie in pragmatischer Hinsicht*, VII 143–158
- (4) 「同一の意志が現象（可視的行為）においては自然法則に必然的に従い、その限り自由でないと考えられるが、しかし物自体に属するものと見なされるなら、自然法則には従わない、即ち自由であると考えられる。」(B xxviii)
- (5) 自由を物自体の性質とするこの考え方は、若干の意味付けの変化はあるものの、基本的にはカントによって最晩年に至るまで保持されたと行ってよい。例えば、『単なる理性の限界内における宗教』(1793)においても、自由と関わる悪の問題について、カントは「可想的性格」と「経験的性格」とを区別して、自由に基づくとする悪の本質を前者に見ているし(VI 36f.)、『道徳の形而上学』(1797)でも、可想的なものと感性的なものというこの区別は維持されている。(VI 435) さらに後の『論理学』(1800)においても、自由は超感性的原理とされているのである。(IX 68)

[哲学 博士課程]

Kants Freiheitslehre

— die transzendente Freiheit und die praktische Freiheit —

Kazuya YAMASHITA

In „Kritik der reinen Vernunft“ ist das Freiheitsproblem ein wichtiges Thema. Kant leitet in der transzendentalen Dialektik von der Kategorie der Kausalität und der Einheitsfunktion der reinen Vernunft die transzendente Idee der Freiheit ab und beweist, daß die transzendente Freiheit und die praktische Freiheit alle beide zwei Momente d.i. die absolute Spontaneität und die Unabhängigkeit von der Naturnotwendigkeit enthalten. Dazu unterscheidet Kant die Erscheinung von dem Ding an sich auf Grund des transzendentalen Idealismus und versucht, die Freiheit dadurch zu retten, daß die Freiheit als dem Ding an sich zugehörig angesehen wird. Für Kant ist die praktische Freiheit eine Beschaffenheit der reinen Vernunft, und er betrachtet die Vernunft als dem Ding an sich ähnlich. Aber, weil er zugleich behauptet, daß die Freiheit der Grund der Imputation ist, muß die praktische Freiheit eine wirkliche Eigenschaft der menschlichen Vernunft sein. Trotzdem betont Kant, daß die Idee der transzendentalen Freiheit keine Beziehung auf irgendein Objekt hat. Also ist es unmöglich, da die Idee der transzendentalen Freiheit, wie Kant sagt, die praktische Freiheit begründet. Kant verwechselt die Idee der transzendentalen Freiheit mit der transzendentalen Freiheit als einer Beschaffenheit des Dings an sich. Ich denke, die verschiedenen Probleme der Freiheitslehre Kants entspringen aus diesem Punkt.